

改訂後	改訂前
<p>店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)</p> <p>DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う DMM CFD-Index 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>CFH CLEARING LIMITED <u>英金融行為規制機構</u> Forex Capital Markets Limited 英金融行為<u>規制</u>機構</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引のリスクについて 省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～ 14. 省略)</p>	<p>店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)</p> <p>DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う DMM CFD-Index 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>CFH CLEARING LIMITED <u>英健全性規制機構</u> Forex Capital Markets Limited 英金融行為機構</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引のリスクについて 省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～ 14. 省略)</p>

<p>15. 証拠金</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>【約定時必要証拠金】</p> <p><u>新規取引時に必要となる証拠金を指し、総約定代金の10%となります。計算式は以下のとおりです (ただし、JPN225/JPYについて換算レートはありません)。</u></p> <p><u>新規約定時の取引レート×Lot数×取引単位×換算レート (新規約定時のUSD/JPYレートの仲値) ×10%</u></p> <p>【維持必要証拠金】</p> <p><u>ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、総約定代金の10%となります。計算式は以下のとおりです (ただし、JPN225/JPYについて換算レートはありません)。</u></p> <p><u>終値×Lot数×取引単位×換算レート (※) ×10%</u></p> <p><u>なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認下さい。</u></p> <p><u>※維持必要証拠金の計算に使用する換算レートは、当社の DMM FX サービスの営業日終了時点で、DMM CFD-Index システムが受信・保有している USD/JPY レートの仲値となります。</u></p>	<p>15. 証拠金</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p><u>お取引に必要なとなる証拠金は、総約定代金の 10%となります。従って、JPN225/JPY (@10,000.0) 1Lot を保有するのに必要な証拠金は 10,000 円となります。</u></p>
--	---

<p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>主な事業：<u>金融商品取引業務</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>商品先物取引業務</u></p> <p>商品投資関連業務（競走用馬）</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 31 年 3 月 16 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>主な事業：<u>国内外の上場有価証券の取次業務</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引業務 (FX・CFD)</u></p> <p><u>店頭商品デリバティブ取引業務</u></p> <p>商品投資関連業務（競走用馬）</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
--	--

<p>店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)</p> <p>店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ~ 5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う DMM CFD-Commodity 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>CFH CLEARING LIMITED <u>英金融行為機構</u> Forex Capital Markets Limited 英金融行為<u>規制</u>機構</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて 省略)</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略)</p> <p>お取引について (1. ~ 14. 省略)</p>	<p>店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)</p> <p>店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ~ 5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う DMM CFD-Commodity 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>CFH CLEARING LIMITED <u>英健全性規制機構</u> Forex Capital Markets Limited 英金融行為<u>規制</u>機構</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて 省略)</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略)</p> <p>お取引について (1. ~ 14. 省略)</p>
--	---

<p>15. 証拠金</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>【約定時必要証拠金】</p> <p><u>新規取引時に必要となる証拠金を指し、総約定代金の5%となります。計算式は以下のとおりです。</u></p> <p><u>新規約定時の取引レート×Lot数×取引単位×換算レート (新規約定時のUSD/JPYレートの仲値) ×5%</u></p> <p>【維持必要証拠金】</p> <p><u>ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、総約定代金の5%となります。計算式は以下のとおりです。</u></p> <p><u>終値×Lot数×取引単位×換算レート (※) ×5%</u></p> <p><u>なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認下さい。</u></p> <p><u>※維持必要証拠金の計算に使用する換算レートは、当社の DMM FX サービスの営業日終了時点で、DMM CFD-Commodity システムが受信・保有している USD/JPY レートの仲値となります。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>15. 証拠金</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p><u>取引に必要となる証拠金は、総約定代金の 5%となります。従って、USD/JPY=90 円の時、GOLD/USD (1,200.0) 1Lot を保有するのに必要な証拠金は 5,400 円となります。</u></p> <p>(以下、省略)</p>
---	---

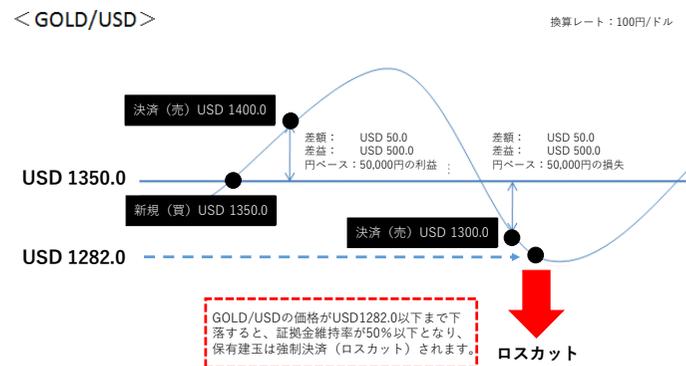
『損益計算の具体例』	『損益計算の具体例』
<p>計算式：</p> <p>➤ <u>新規注文が「買い」注文の場合</u> (決済約定価格－新規約定価格) × <u>Lot 数×取引単位</u> × 換算レート = 損益</p> <p>➤ <u>新規注文が「売り」注文の場合</u> <u>(新規約定価格－決済約定価格) × Lot 数×取引単位 × 換算レート</u> <u>= 損益</u></p> <p>資金 10 万円で「GOLD/USD」の価格が USD1350.0 の時、<u>10</u> ロット (1 ロット=1 トロイオンス) レバレッジ 20 倍で新規買い注文が成立 (換算 レートは USD/JPY=<u>100</u>円) <u>(※下記ケースでは、換算レートは変動せず、スワップポイントは付与 されていないものとします。)</u></p> <p><u>ケース 1 (利益)</u> 価格が <u>USD1400.0</u> になったので反対売買 (売り決済)、利益確定した場 合 (USD<u>1400.0</u> - USD1350.0) × 10 (数量) × 換算レート <u>100</u> (円) =<u>50,000</u>円 売買手数料は無料のため、<u>上記が実質的な利益となります。</u> <u>決済後の純資産額は、10 万円+利益 5 万円=15 万円</u></p>	<p>計算式：</p> <p><u>(新設)</u> (決済約定価格－新規約定価格) × <u>取引数量</u> × 換算レート = 損益 <u>(新設)</u></p> <p>資金 10 万円で「GOLD/USD」の価格が USD1350.0 の時 10 ロット (1 ロット=1 トロイオンス) レバレッジ 20 倍で新規買い注文が成立 (換算 レートは USD/JPY=<u>90</u>円) <u>レバレッジ 20 倍の必要証拠金：60,750 円</u></p> <p><u>ケース 1 (利益)</u> 価格が <u>USD1450.0</u> になったので反対売買 (売り決済)、利益確定した場 合 (USD<u>1450.0</u> - USD1350.0) × 10 (数量) × 換算レート <u>90</u> (円) =<u>90,000</u>円 売買手数料は無料のため上記が実質的な利益 純資産額は、10 万円+利益 <u>9 万円=19 万円</u></p>

ケース 2 (損失)

価格が USD1300.0 になり反対売買 (売り決済)、損失確定した場合
 (USD1300.0 - USD1350.0) × 10 (数量) × 換算レート 100 (円)
 = -50,000円

売買手数料は無料のため、上記が実質的な損失額となります。

決済後の純資産額は、10万円 - 損失 5万円 = 5万円



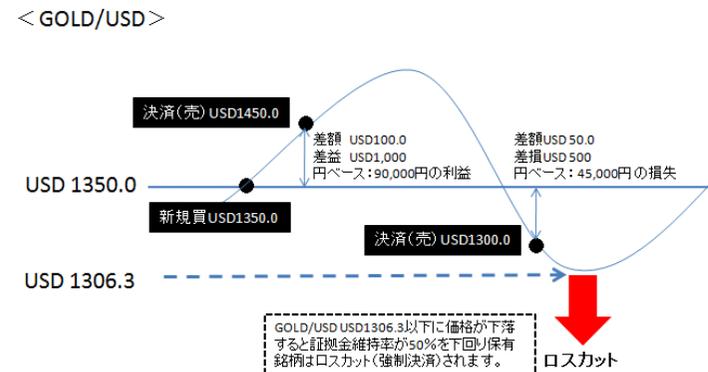
(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)
 (DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)
 (DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

ケース 2 (損失)

価格が USD1300.0 になり反対売買 (売り決済)、損失確定した場合
 (USD1300 - USD1350.0) × 10 (数量) × 換算レート 90 (円) =
-45,000円

売買手数料は無料のため、上記が実質的な損失額となります。

純資産額は、10万円 - 損失 4.5万円 = 5.5万円



(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)
 (DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)
 (DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

<p>商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【商品先物取引業者の概要】</p> <p>主な事業：<u>金融商品取引業務</u> <u>(削除)</u> <u>商品先物取引業務</u> 商品投資関連業務（競走用馬）</p> <p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</p> <p>【苦情受付窓口】</p> <p>コンプライアンス部 電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00） ファックス：03-3517-3281 E-mail：compliance@sec.dmm.com 〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー26 階</p> <p><u>当社が加入する日本商品先物取引協会でも苦情の解決及び紛争仲介の申し出、解決あっせん等を受け付けております。</u></p> <p><u>日本商品先物取引協会・相談センター</u> <u>電話：03-3664-6243 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）</u> <u>〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 10 番 7 号</u> <u>URL：http://www.nisshokyo.or.jp</u></p>	<p>商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【商品先物取引業者の概要】</p> <p>主な事業：<u>国内外の上場有価証券の取次業務</u> <u>店頭デリバティブ取引業務 (FX・CFD)</u> <u>店頭商品デリバティブ取引業務</u> 商品投資関連業務（競走用馬）</p> <p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</p> <p>【苦情受付窓口】</p> <p>コンプライアンス部 電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00） ファックス：03-3517-3281 E-mail：compliance@sec.dmm.com 〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー26 階</p> <p><u>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</u></p> <p><u>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</u> <u>電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル)</u> <u>URL：https://www.finmac.or.jp/</u> <u>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館</u> <u>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</u></p>
---	--

<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 31 年 3 月 16 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	---